

【代表者の交替に伴う氏名等変更届出等における留意事項】

1. 電気事業者の代表者に交替があったときは、法令に基づき、氏名等変更届を提出して下さい。

(1) 届出根拠、届出書様式

施行規則第3条第4項 電気事業者の氏名等変更届出書(様式第2)

施行規則第5条第1項 口座に関する氏名等変更届出書(様式第4)

施行令第5条第2項 新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書(様式第12)

注: については、電気事業者が電気事業者・発電事業者の2つの口座を開設しているときは、それぞれ氏名等変更届出が必要です。

(2) 届出書の提出先

(様式第2)(様式第4) 経済産業省資源エネルギー庁新エネ等電気利用推進室
(様式第12) 所轄の経済産業局

(3) 届出書(各様式共通)の記載方法

届出者は「変更後の代表者名」です。

届出書中段部分の記載情報は「変更前の情報」です。

提出書類は通常の場合ありません。(登記簿写し等は提出不要)

2. 電気事業者や発電事業者の代表者に交替があったときは、新エネルギー等電気相当量記録届出の際に提出する確認書、同意書の供給期間が長期間であるものについては、交替後の代表者名による新たな確認書、同意書を提出する必要があります。

この場合、確認書、同意書の「供給期間」は次によることとします。

(例示)

同意書、確認書に記載した供給期間が平成16年4月1日～平成19年3月31日で、代表者が平成18年7月1日に交替した場合には、新たな同意書、確認書の供給期間は平成18年4月1日～平成19年3月31日と記載する。